

○別府市営温水プール管理規則

令和 3 年 3 月 3 1 日

規則第 6 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、別府市営体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 3 9 年別府市条例第 1 5 号。以下「条例」という。）第 1 8 条の規定に基づき、別府市営温水プール（以下「プール」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(施設区分)

第 2 条 プールの施設は、室内温水プールとする。

(専用使用)

第 3 条 プールを専用使用しようとする者は、温水プール専用使用申請書（様式第 1 号）を使用しようとする日の 1 か月前までに市長に提出し、許可を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、使用の許可の適否を決定し、使用を許可したときは、温水プール専用使用許可書（様式第 2 号）を交付する。

3 第 1 項の規定にかかわらず、市長は、プールの使用に支障がない限り、申請の順序に従い、前項の規定に準じて使用を許可することができる。

(一般使用)

第 4 条 プールを一般使用しようとする者は、使用料を前納し、領収証兼個人使用券（様式第 3 号）の交付を受けなければならない。

2 前項の領収証兼個人使用券の交付をもって使用の許可に代えるものとする。

(使用料の減免)

第 5 条 市長は、別府市使用料の徴収に関する条例（昭和 3 9 年別府市条例第 1 9 号。以下「使用料条例」という。）第 8 条第 1 項の規定により、一般使用又は専用使用にかかわらずプールの使用料の減額又は免除（以下この条において「減免」という。）をすることができる。

2 プールの使用料の減免は、次に定めるとおりとする。

(1) 別府市（以下「市」という。）又は別府市教育委員会（以下「委員会」という。）が主催する体育行事に使用するとき、使用料を免除することができる。

(2) 市長が認定する社会体育団体又は委員会が認定する社会教育関係団体が、その本来の目的のために使用するとき、使用料の50パーセントを減額することができる。

(3) 市又は委員会が共催する行事に使用するとき、使用料の50パーセントを減額することができる。

(4) 次に掲げる者が使用するとき、使用料を免除するものとする。

ア 市内の障害者で当該障害者に係る次に掲げる手帳を提示するもの

(ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳

(イ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳

(ウ) 療育手帳（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された者に対して大分県知事が交付する手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）

イ アに掲げる障害者がプールを使用するのに介護人又はこれに相当する者（以下このイにおいて「介護人等」という。）が必要なときの介護人等1人。ただし、当該障害者の障害の程度により介護人等が1人では使用が困難であると認められる場合の免除する人数は、この限りでない。

ウ アに掲げる障害者を含む団体で、障害者の社会参加の促進及び福祉の向上を目的とし、かつ、プールの使用が当該目的に資すると認められるもの

(5) その他市長が特に必要があると認めるときは、前各号の規定に準じて使用料を減免することができる。

3 プールの使用料の減免を受けようとする者（前項第4号に該当する者を除く。）は、温水プール使用料減免申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

（使用料の還付）

第6条 使用料条例第7条の規定により、既納の使用料を100パーセント還付することができる事由は、次のとおりとする。

(1) 市長において必要が生じたため使用の許可を取り消したとき。

(2) 天変地異等により使用することができないとき。

2 前項の規定により還付を受けようとする者は、温水プール使用料還付申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第7条 使用者は、条例で定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可を受けずにプール内において、物品の販売、広告、宣伝その他これらに類する営利的行為をしないこと。

(2) 許可を受けずに施設内の物件に張紙等をしないこと。

(3) その他係員の指示に従うこと。

（指定管理者による管理）

第8条 条例第15条第1項の規定によりプールの管理を指定管理者に行わせる場合の使用の許可に関する手続については、第3条及び第4条の規定にかかわらず、指定管理者が市長の承認を受けて別に定めるところによる。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、プールの管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

温水プール専用使用申請書

年 月 日																											
別府市長	あて																										
申請者	住 所 氏 名 又 は 名 称 及 び 代表者氏名 電 話																										
次のとおり使用したいので申請します。																											
1 使用者(団体)名 (責任者氏名)																											
2 使 用 施 設																											
3 使 用 日 時																											
4 使 用 目 的																											
5 使 用 者 の 区 分	☐ 一般 ☐ その他																										
6 入場料徴収の有無	☐ ない ☐ ある(最高入場料 税込み1人 円)																										
7 利 用 人 員	人																										
8 使 用 料	円																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="4">上記申請について次のとおり決定したい。</td> <td rowspan="4" style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">備考</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%;">部 長</td> <td style="width: 10%;">課 長</td> <td style="width: 10%;">係 長</td> <td style="width: 10%;">担 当</td> <td style="text-align: center;">起案 ・ ・</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">決裁 ・ ・</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">施行 ・ ・</td> </tr> <tr> <td colspan="2">決 定 区 分</td> <td colspan="3">☐許可する ☐許可しない</td> <td></td> </tr> </table>		上記申請について次のとおり決定したい。				備考	部 長	課 長	係 長	担 当	起案 ・ ・					決裁 ・ ・					施行 ・ ・	決 定 区 分		☐ 許可する ☐ 許可しない			
上記申請について次のとおり決定したい。				備考																							
部 長	課 長	係 長	担 当		起案 ・ ・																						
					決裁 ・ ・																						
					施行 ・ ・																						
決 定 区 分		☐ 許可する ☐ 許可しない																									
許可の条件																											

様式第2号(第3条関係)

温水プール専用使用許可書

第 号

1 使用 者	住 所
	氏名又は名称 及び代表者氏名
2 使用 施設	
3 使用 日 時	
4 使用 目 的	
5 入場料徴収の有無	☐ ない ☐ ある（最高入場料 税込み1人 円）
6 使 用 料	円
7 許 可 条 件	
上記のとおり使用を許可します。 年 月 日 別府市長 印	

様式第3号（第4条関係）

領収証兼個人使用券

領 収 証 プール使用料 一 般 ま だ 当日限り有効 ¥ 別府市長	プール使用券 一 般 ¥ 別府市長	領 収 証 プール使用料 中 高 生 ま だ 当日限り有効 ¥ 別府市長	プール使用券 中 高 生 ¥ 別府市長	領 収 証 プール使用料 小学生以下 ま だ 当日限り有効 ¥ 別府市長	プール使用券 小学生以下 ¥ 別府市長
領 収 証 プール超過使用料 一 般 ま だ 当日限り有効 ¥ 別府市長	プール超過券 一 般 ¥ 別府市長	領 収 証 プール超過使用料 中 高 生 ま だ 当日限り有効 ¥ 別府市長	プール超過券 中 高 生 ¥ 別府市長	領 収 証 プール超過使用料 小 学 生 以 下 ま だ 当日限り有効 ¥ 別府市長	プール超過券 小学生以下 ¥ 別府市長
領 収 証 親子同伴プール使用料 中 高 生 ま だ 当日限り有効 ¥ 別府市長	プール親子券 中 高 生 ¥ 別府市長	領 収 証 親子同伴プール使用料 小 学 生 以 下 ま だ 当日限り有効 ¥ 別府市長	プール親子券 小学生以下 ¥ 別府市長	領 収 証 プール使用料 教 室 ¥ 別府市長	プール使用券 教 室 ¥ 別府市長
領 収 証 プール使用料 一 般 ま だ (回数券) ¥ 別府市長	プール使用券 一 般 (回数券) ¥ 別府市長	領 収 証 プール使用料 中 高 生 ま だ (回数券) ¥ 別府市長	プール使用券 中 高 生 (回数券) ¥ 別府市長	領 収 証 プール使用料 小 学 生 以 下 ま だ (回数券) ¥ 別府市長	プール使用券 小学生以下 (回数券) ¥ 別府市長
領 収 証 兼 使 用 券 プール1箇月使用券 ¥ 年 月 日から 有効期間 年 月 日まで 氏名 生年月日 住所 TEL 別府市長		1 箇月使用券 ¥ 年 月 日から 年 月 日まで 氏名 別府市長			

様式第4号(第5条関係)

温水プール使用料減免申請書

別府市長		あて		年 月 日	
		住 所			
		氏名又は 名称及び 代表者氏名			
		申請者		電 話	
次のとおり申請します。					
1	使用者(団体)名 (責任者氏名)				
2	使 用 施 設				
3	使 用 日 時				
4	使 用 目 的				
5	申 請 区 分		☐ 減額 ☐ 免除		
6	申 請 理 由				
上記申請について次のとおり決定したい。				起 案 ・ ・	
部 長	課 長	係 長	担 当	決 裁 ・ ・	
				施 行 ・ ・	
1	決 定 区 分	☐ 減免する ☐ 減免しない			
2	決 定 理 由	規則第 条 第 項 第 号に該当			
3	減 免 事 項	規 定 使 用 料 円	減 免 す る 額 円	減 免 率 %	減免後の使用料 円
4	備 考				

様式第5号(第6条関係)

温水プール使用料還付申請書

					年 月 日	
別府市長		あて				
				住 所 氏 名 又 は 申請者 名 称 及 び 代表者氏名 電 話		
次のとおり申請します。						
許 可 番 号						
許 可 年 月 日						
使用料還付の理由						
既 納 の 使 用 料		円				
上記申請について次のとおり決定したい。				起案 ・ ・		還付率 %
部 長	課 長	係 長	担 当	決裁 ・ ・		
				施行 ・ ・		還付金額 円
決 定 区 分		☐ 還付する ☐ 還付しない				
備 考						

様式第 1 号（第 3 条関係）

様式第 2 号（第 3 条関係）

様式第 3 号（第 4 条関係）

様式第 4 号（第 5 条関係）

様式第 5 号（第 6 条関係）